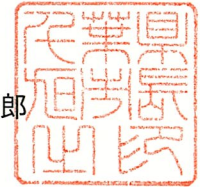


旭市第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和8年6月1日

旭市長 米本 弥一郎



1. 趣旨

この要項は、旭市第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託（以下「業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

旭市第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「旭市第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

6,061千円（消費税及び地方消費税を含む）以内
なお、提案額が、提案限度額を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和8・9年度旭市競争入札参加資格者名簿「業種（大分類）：調査・計画」に記載されていること。
- (2) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止又は旭市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外をこの実施要項の公表日からこの業務に係る契約締結日までの間、受けていないこと。
- (3) 旭市暴力団排除条例第9条に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者。
 - イ 本業務の公表日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

- (5) 東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県及び千葉県内に本社または支店（名簿記載受任者に限る）を有する者。
- (6) 令和2年度以降、旭市と同等又はそれ以上の人口規模の基礎自治体から障害者計画等策定支援業務を受託し、実施した実績があること。ただし、計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷等、業務の一部の実績は認めない。
- (7) 上記(6)の策定支援業務について実績のある人員を、本業務に責任ある立場で従事または指導・監督させることのできる者。

4. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要項等の公告・公表（市HP）	令和8年6月1日（月）
質問書の受付期間	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月8日（月）17時まで
質問書に対する回答期限	令和8年6月10日（水）
参加表明書の受付期間	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月15日（月）17時まで
参加資格確認通知日	令和8年6月18日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月1日（水）17時まで
プレゼンテーション審査等の実施	令和8年7月8日（水）
審査結果通知（予定）	令和8年7月中旬
契約締結（予定）	令和8年7月下旬

5. 質問の提出及び回答

- (1) 提出期限：令和8年6月8日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式1）により、電子メールにて提出し、到着確認の連絡をすること。
- (3) 回答期限：令和8年6月10日（水）まで
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

6. 参加表明書の作成及び提出

この実施要項に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要（様式3）
- ウ 業務実績調書（様式4）
- エ 業務実施体制表（様式5）
- オ 配置予定技術者調書（様式6）

(2) 提出方法及び提出先

「6. (1) 提出書類」に記載の順序でPDFデータを作成し、「syogai@city.asahi.lg.jp」まで提出。

(3) 提出期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）17時まで

※提出期間内を必着とし、到着確認の連絡をすること。

(4) 提案者の選定

参加申込書等を提出した全ての事業者に対して、参加要件を満たす者に該当するか審査を行い、結果を令和8年6月18日（木）に電子メールで通知する。

ただし、参加申込者が5者以上の場合は、提出書類のうち様式4～6について、別紙「採点基準1」による事前審査を行い、内容が優れた4者を選定する。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式8）

イ 企画提案書（任意様式）※用紙サイズはA4版で作成。

ウ 業務スケジュール（任意様式）※用紙サイズはA3版またはA4版で作成。

エ 参考見積書（任意様式）及び経費内訳書（任意様式）

(2) 提出方法及び提出先

「7. (1) 提出書類」に記載の順序でPDFデータを作成し、「syogai@city.asahi.lg.jp」まで提出。

(3) 提出期限

令和8年7月1日（水）17時まで

※提出期限内を必着とし、到着確認の連絡をすること。

8. プレゼンテーションの実施

審査については、提出された企画提案書等によりプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき、審査委員が審査する。

(1) 実施日

令和8年7月8日（水）

※実施順は参加表明書の受付順とし、会場や時間割等は別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間等

ア 企画提案書等に基づき、30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。

イ 出席者は3名以内とし、本業務の主担当者が出席のうえ、内容を説明すること。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、当日の差替え、追加資料の提出は認めない。

エ プレゼンテーションで用いるスクリーン及びプロジェクターは旭市が用意するが、パソコンや電源ケーブル等その他必要な機器類は、持参すること。

9. 受注候補者の選定方法

(1) 選定方法

別紙「採点基準1」及び「採点基準2」により審査し、合計得点の最も高い提案者を契約候補者（優先交渉権者）として選定する。また、審査は非公開とする。

なお、評価の合計点が最上位である者が2者以上あるときは、「採点基準2」のうち「企画提案書の評価」の合計得点が高い者を上位とする。（それでも同点の場合は、クジにより選定する。）

(2) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準の合計点の6割以上とし、最低基準を満たさない応募者は選定の対象としない。

(3) 審査結果の通知

選定終了及び市の内部決裁行為等の整理後、審査結果を全ての提案者に文書で通知する。

また、審査結果として、全ての参加者の点数を市ホームページに公表する。なお、採点基準や内容等の問い合わせには一切応じない。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの
- (6) 参考見積書のコストが、【2.(4)提案上限額】を超過したもの

11. 契約

- (1) 契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際は、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、企画提案書等の記載内容を修正・変更する場合がある。
- (3) 契約候補者と旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行うこととなる。
- (4) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、旭市財務規則第148条第4項に該当する場合は、免除する。

12. その他留意事項

- (1) 旭市の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないものとし、参加者は、契約候補者決定前に提出書類に係る企画内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に旭市の承諾を得て行うものとする。
- (4) 旭市は、提出書類について、契約候補者の特定に係る業務以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 「業務実施体制表（様式5）」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとするが、やむを得ず変更する場合は、旭市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

(8) 提出書類は必着とし、いかなる異議申し立ても認めない。

(9) 提案者が1者のみであってもプロポーザルは実施することができる。ただし、提案が最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

13. 担当部署（問合せ先）

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

旭市社会福祉課障害福祉班

電話番号 0479-62-5351

FAX 番号 0479-62-2170

メールアドレス syogai@city.asahi.lg.jp